

一般社団法人 南房総市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人南房総市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を千葉県南房総市和田町松田 828 番地和田地域福祉センター「やすらぎ」内に置く。

2 従たる事務所を次の各号に定める場所に置く。

- (1) 内房支部 千葉県南房総市平久里中 1 3 5 0 番地の 1 富山コミュニティセンター内
- (2) 千倉支部 千葉県南房総市千倉町南朝夷 1 6 4 番地 千倉社会福祉センター内
- (3) 白浜支部 千葉県南房総市白浜町白浜 3 4 6 7 番地 1 白浜地域センター内
- (4) 和田・丸山支部 千葉県南房総市和田町松田 8 2 8 番地 和田地域福祉センター「やすらぎ」内

(目的)

第3条 センターは南房総市内に居住する定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係るもの就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることができるようにして、もって高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高年齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用による者を除く）またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用による者を除く）を希望する高年齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供
- (5) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及び他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会などの実施

- (6) 公共施設の受付、清掃、管理等の受託
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章　社員

(種別)

- 第5条 センターの構成員は、正社員、特別社員及び賛助社員とする。
- 2 正社員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得たものとする。
 - (1) 南房総市に居住する、原則として60歳以上の者であること。
 - (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者であること。
 - 3 特別社員は、センターに功労があった者または学識経験者でセンターの事業運営に必要と認め、会長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。
 - 4 賛助社員は、南房総市に住所または事務所がある個人または団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力する者で理事会の承認を得た者とする。

(社員の資格の取得)

- 第6条 センターの社員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退会)

- 第7条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(社員の資格喪失)

- 第8条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、または解散したとき。
- (3) 南房総市に居住しなくなったとき。
- (4) 正当な理由なくして会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (5) 除名されたとき。

(除名)

- 第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によつて当該正社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を毀損し、または設立の趣旨に反する行為をしたとき。

- (3) センターに対してなした犯罪により刑罰を科せられたとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項第1号の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員に対し、当該社員総会の日の2週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項により、除名が決議されたときは、当該社員に対し、通知するものとする。
- (会費)
- 第10条 正社員及び賛助社員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (会費等の不返還)
- 第11条 既納の会費その他の拠出金は、返還しない。

第3章 役員

- (役員の設置及び選任)
- 第12条 センターに次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事及び監事は、社員総会において選任する。
 - 5 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
 - 6 理事と監事は、相互に兼ねることができない。
- (役員の職務権限)
- 第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、このセンターを代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を執行する。この代行及び職務執行はあらかじめ会長が指定する順序に従って行うものとする。
 - 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 5 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。

6 前5項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法令で定めるところによる。

(役員の任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

4 第12条第1項に定める役員の定数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、理事及び監事を解任しようとするときは、当該理事及び監事に対し、当該社員総会の日の2週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において、当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により、解任が決議されたときは、当該理事及び監事に対し、通知するものとする。

(報酬等)

第16条 理事及び監事に対して、職務を執行した対価として報酬を支給できる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給できる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬及び費用の支給規程による。

第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、正社員及び特別社員をもって構成する。

2 特別社員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 19 条 センターの社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正社員及び特別社員（以下、この条において「正社員等」という。）の議決権総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する正社員等は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を書面で示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、会長は社員総会の日の 2 週間前までに、正社員等に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、当該社員総会において、正社員及び特別社員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 22 条 社員総会は、正社員及び特別社員の総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 23 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正社員及び特別社員（以下、この条において「正社員等」という。）の総議決権総数の過半数を有する正社員等が出席し、出席した当該正社員等の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、正社員等の総数の半数以上であって、正社員等の議決権総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
(書面議決等)

第 24 条 社員総会に出席できない正社員及び特別社員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正社員若しくは特別社員を代理人として議決権の行使を委任できる。

- 2 前項後段の場合において当該代理人は、代理権を証明する書類をセンターに提出しなければならない。
- 3 第 1 項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した議事録の作成に係る職務を行った理事を含め 2 名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 規程類の制定、変更及び廃止。ただし、この定款で別段の定めがあるもののを除く。
- (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (6) その他理事会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第 28 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときを開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 一般社団・財団法人法に定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、第 13 条第 3 項により指定された順に従い副会長が招集する。
- 3 会長及び副会長ともに欠けたとき又は会長及び副会長ともに事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があった場合は、あらかじめ理事会にて定めた順番により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第 31 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 34 条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議によつて定める。

(経費の支弁)

第 36 条 センターの経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告、第 3、4 号及び第 6 号の書類は承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金分配の禁止)

第 39 条 センターは、剰余金を分配することができない。

(長期借入金)

第 40 条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の決議によって、その承認

を受けなければならない。

2 前項に規定する社員総会の決議は、正社員及び特別社員の半数以上であつて、正社員及び特別社員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 41 条 予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、社員総会において出席した正社員及特別社員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第 42 条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項に規定する社員総会の決議は、正社員及び特別社員の半数以上であつて、正社員及び特別社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

(解散)

第 44 条 センターは、法令に定められた事由及び社員総会の決議により解散する。

2 前項に規定する社員総会の決議は、正社員及び特別社員の半数以上であつて、正社員及び特別社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

(残余財産の帰属)

第 45 条 センターが清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、南房総市その他の地方公共団体、国、類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 雜則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、センター運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立総会の議決を経て、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この定款の一部を改正する定款は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この定款の一部を改正する定款は、社員総会議決の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。
- 4 この定款の一部を改正する定款は、社員総会議決の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 5 この定款の一部を改正する定款は、社員総会議決の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 6 この定款の一部を改正する定款は、令和4年社員総会議決の日から施行する。